

件名	愛媛県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
主管課	行革分権課
根拠法令等	地方自治法第252条の17の2第1項
【改正の概要】	
<p>1 「愛媛県権限移譲推進指針」に基づく新たな権限移譲</p> <p>①地域連携薬局等の認定及び地域連携薬局等の開設者に対する立入検査等に係る事務 移譲先：松山市</p>	
<p>2 法改正に伴う規定整備</p> <p>①ガス事業法施行令の一部改正に伴う改正 施行令改正により生じた条項ずれに伴う所要の改正</p>	
施行日	1 令和3年8月1日（附則第2項は、公布の日）
	2 令和4年4月1日
【その他参考事項】	